

# 環境教育等促進法の施行状況

令和5年6月29日 第1回環境教育等専門家会議



総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課



文部科学省  
MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 環境教育の推進について

## 環境教育推進に係る取組

- 豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要。
- このため、国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育や社会教育において、環境教育の推進のために必要な以下の施策を実施。

### 主な施策

- ・学習指導要領における環境に関わる内容の一層の充実
- ・環境に関する優れた実践の促進及び普及
- ・環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進
- ・環境に関する子供の体験活動の推進
- ・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

## 教育内容の改善・充実



### ◆ 学習指導要領における環境に関する内容の充実

社会科や理科、技術・家庭科などの関連する教科等を中心に、環境教育に関する内容を充実。（平成29年に小・中学校学習指導要領を、平成30年に高等学校学習指導要領を改訂）

## 環境教育に関する優れた実践の促進及び普及等

### ◆ 環境教育の実践普及

環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修を開催。

### ◆ 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円（99百万円）

児童生徒の健全育成等を目的として、農山漁村等における様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むための取組を促進する。

## 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進等

### ◆ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

公立学校施設整備費 68,718百万円の内数  
（68,834百万円の内数）

環境負荷の低減を図り、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援する。



## 地域における環境教育の推進

### ◆ 持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業 14百万円（14百万円）

持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育を推進するため、各地域における取組の支援や普及啓発等を行う。

## 環境に関する青少年の体験活動の推進



### ◆ 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

79百万円（72百万円）

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業の実施、自然体験活動のモデル事業を実施するとともに、地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図ることで、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援を一層促進する。

### ◆ 国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会と場の提供等（独）国立青少年教育振興機構運営費交付金7,947百万円の内数（8,405百万円の内数）

国立青少年教育施設（全国28施設）において、青少年の体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、体験活動の機会と場の提供や民間団体が実施する青少年の体験活動への助成等を行う。

## 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進



### ◆ ユネスコ未来共創プラットフォーム事業

87百万円の内数（88百万円の内数）

ユネスコ活動の活性化に向けて、ユネスコ活動に関心や実績を持つステークホルダーに加え、SDGsの実現に向けた取組等を進める多様なステークホルダーの知見を得て、国内のユネスコ活動拠点ネットワークの戦略的整備と活動成果の国内外への発信、国内のユネスコ活動と国際協力の成果の往還等を一体的に推進する体制を構築する。

### ◆ SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業

44百万円の内数（44百万円の内数）

SDGs達成のための教育（ESD）の推進に向けた内外のニーズが一層高まっていることを踏まえ、SDGs達成の担い手に必要な資質・能力の向上を図る優れた取組に対する戦略的な支援を実施する。

# 学習指導要領における環境に関する内容

○令和2年度から順次全面実施される各学習指導要領では、**これからの学校には、「持続可能な社会の創り手」となることができるように**することが求められることを明記。**「自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力」**等の「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、**特定の教科等に留まらず、学校教育全体の中で、各教科等の特質に応じて、教科等横断的な視点で育成**

## 学習指導要領における「総則」の主な記述の例

<b>総則</b>	教育の基本と教育課程の役割 …豊かな創造性を備え <b>持続可能な社会の創り手</b> となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指す…
-----------	---

## 学習指導要領における各教科等の主な記述の例（小学校）

<b>理科</b>	生物は、水及び空気を通して <b>周囲の環境と関わって生きていること</b> 野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、 <b>生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う</b>
<b>社会</b>	特色のある地域の位置や <b>自然環境</b> 、人々の活動や産業の歴史的背景、地域の様子を捉え、 <b>それらの特色を考え、表現する</b> <b>地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色のある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との考える</b>
<b>総合</b>	◆ <b>探究課題については</b> 、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、 <b>環境</b> 、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題（略）などを踏まえて設定する

## 学習指導要領における各教科等の主な記述の例（中学校）

<b>理科</b>	◆人間は、 <b>水力、火力、原子力、太陽光</b> などから <b>エネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識する</b> ◆ <b>自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることを重要であることを認識する</b> ◆身近な自然環境について調べ、 <b>様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識する。</b> (その際、) <b>気候変動や外来生物にも触れる</b>
<b>社会</b>	地理的分野： <b>日本の資源・エネルギー利用の現状、環境やエネルギーに関する課題などを基に、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を理解する</b> 歴史的分野： <b>現代の日本と世界における日本の経済の発展とグローバル化する世界を扱う際、地球環境問題への対応などを取り扱う</b>
<b>家庭</b>	◆自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて <b>環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できる</b>

## 学習指導要領における各教科等の主な記述の例（高等学校）

<b>理科</b>	生物基礎： <b>生態系のバランスと保全生態系の保全の重要性を認識すること。</b> 地学基礎： <b>地球規模の自然環境に関する資料に基づいて、地球環境の変化を見いだしてその仕組みを理解するとともに、それらの現象と人間生活との関わりについて認識すること。</b>
<b>社会</b>	地理総合： <b>世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などを基に、地球的課題の解決には持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要であることなどについて理解すること。</b> 歴史総合： <b>冷戦と国際関係、人と資本の移動、高度情報通信、食料と人口、資源・エネルギーと地球環境、感染症、多様な人々の共存などに関する資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</b>
<b>家庭</b>	家庭基礎： <b>生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。</b>
<b>総合</b>	◆ <b>探究課題については</b> 、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、 <b>環境</b> 、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題（略）などを踏まえて設定する

## 持続可能な開発のための教育(ESD)とは

- ◆ 持続可能な社会の創り手を育むため、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育。  
国際理解、環境、文化多様性、人権、平和等の個別分野を持続可能な開発の観点から統合させ分野横断的に行われるもの。
- ◆ ESDは我が国が提唱した考え方（2002年「持続可能な開発に関する世界首脳会議」）。それ以降、ユネスコを主導機関として国際的に推進。

ESDは、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsのすべてのゴールの実現に寄与。

【参考】ESD for 2030の決議（一部抜粋）

2. 持続可能な開発のための教育は…(中略)…**質の高い教育に関する持続可能な開発目標に不可欠な要素であり、その他の全ての持続可能な開発目標の成功への鍵**であることを再確認する。

国連総会決議A/RES/74/223（2019年12月）

【参考】SDGsのゴール4（教育）のうち、ターゲット4.7にESDが明記

4.7 2030年までに、**持続可能な開発のための教育**及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



# 新学習指導要領や第4期教育振興基本計画における記載

ESDは、すべての教育段階において推進されており、新学習指導要領や第4期教育振興基本計画にもESDの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられている。

## 小中学校新学習指導要領(平成29年3月公示)

### 【前文】

これからの学校には、(中略)一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となることができるように**することが求められる。

### 【第1章 総則】

#### 第1 小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割

3 (前略)豊かな創造性を備え**持続可能な社会の創り手となることが期待される**児童(生徒)に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、…総合的な学習の時間及び特別活動…の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのか明確にししながら、教育活動の充実を図るものとする。

## 第4期教育振興基本計画(令和5年6月閣議決定)

### Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

(5つの基本的な方針)

#### ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

(持続可能な社会の創り手の育成に貢献するESD(持続可能な開発のための教育)の推進)

- **持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に貢献するESDは、現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育である。**
- **ESDの推進はグローバル人材の育成にも資する**取組であり、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが求められる。

### Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

<目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成>

#### ○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ・ 我が国が**ESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクール**を中心に、引き続き国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。また、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、**ESDの目的である「持続可能な社会の創り手」**を育む。
- ・ **ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献**を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「**ESD for 2030**」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者(学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など)をつなぐ**重層的なネットワークを強化**する。

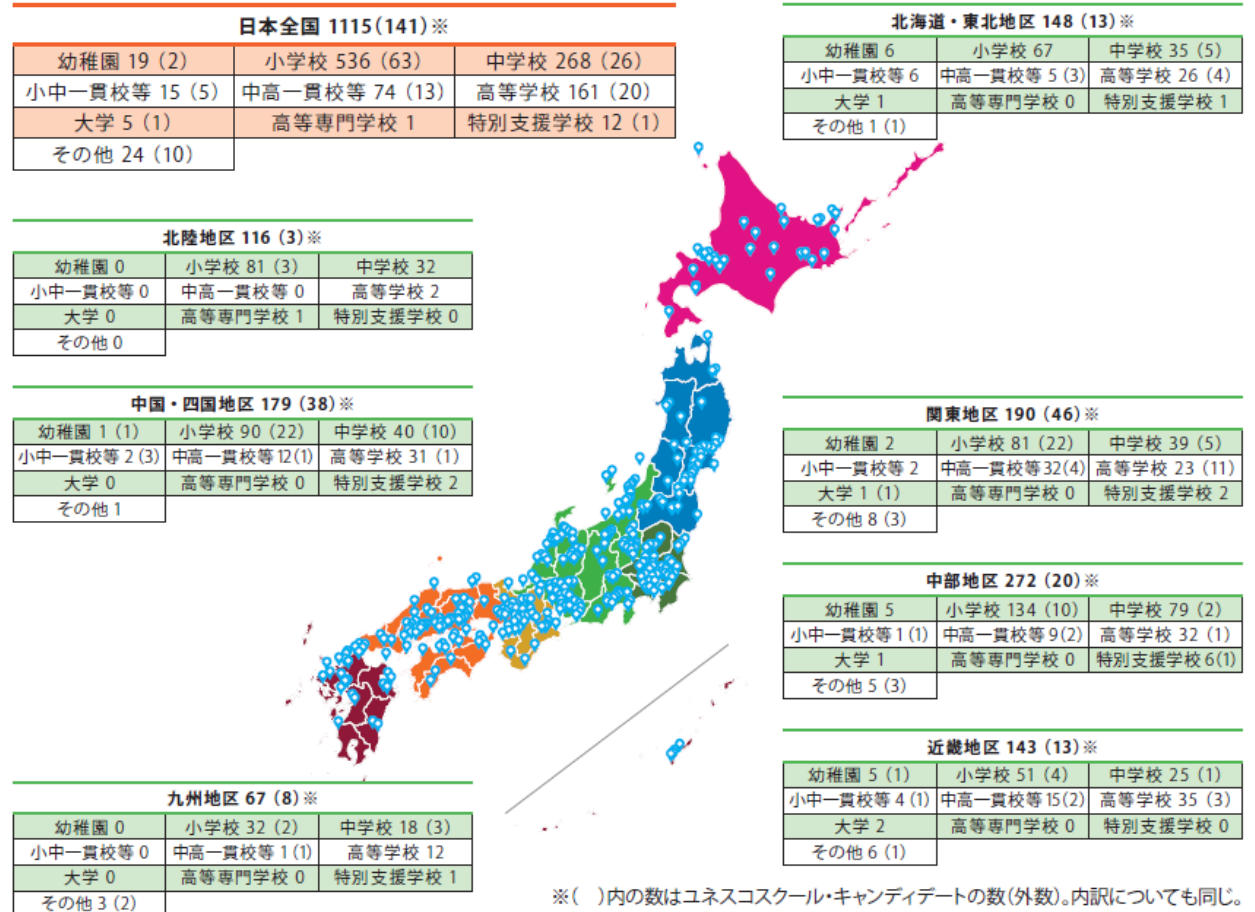
# ESD推進拠点としてのユネスコスクール

## ユネスコスクールとは？

- ユネスコが加盟承認を行う、ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。
- 現在、世界182の国・地域で12,000校以上。
- 日本国内の加盟校数は1,115校(2023年3月現在)で世界最多。
- 令和3年度から「ユネスコスクール・キャンディデート」制度、令和4年度からレビュー制度を開始。

## ユネスコスクール(ユネスコスクール・キャンディデート)数

(単位:校、令和5(2023)年3月現在)



## ユネスコスクール数の推移

昭和31 (1956) 年度	昭和35 (1960) 年度	昭和45 (1970) 年度	平成2 (1990) 年度	平成12 (2000) 年度	平成17 (2005) 年度	平成19 (2007) 年度	平成20 (2008) 年度	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和4 (2022) 年度
6	27	25	21	20	16	24	78	152	277	367	550	705	913	939	1008	1033	1116	1120	1115

## この手引について

- 学校現場でESDを広めるには、実施する教員や教務担当が具体的なカリキュラムの組み立てや地域との関係づくりを理解することが必須。こうした手法をステップバイステップで解説する手引を作成。教員向け研修等で広く活用するもの。

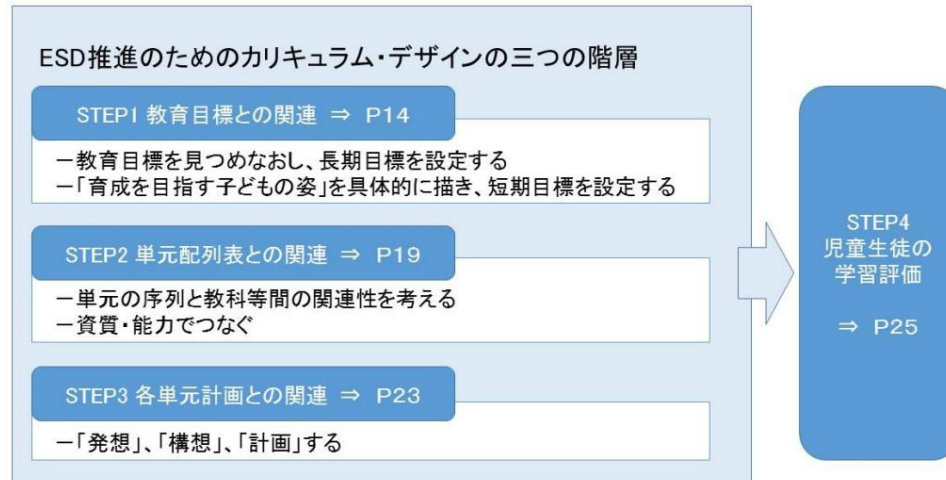
手引はこちら



## 改訂のポイント

- ESD実践のポイントとして、ESD実践のためのカリキュラム・デザインや、学校内外での連携方法の促進について、内容を充実。
- 各学校等においてESDの実践が進むよう、具体的な取組事例の記載を充実。

➡ 学校と多様なステークホルダーが連携しながら、学校教育におけるESDの実践が進むよう、各学校を中心に活用いただきたい。



ESD推進のためのカリキュラム・デザインの三つの階層

教育目標達成のための教育活動の柱にESDを組み込んでいる事例



## 背景・課題

- 次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにもリアルな体験活動が重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、子供たちの**リアルな体験が不足**している。さらに**コロナ禍でこの傾向に拍車がかかっている**。
- また、貧困、障害、不登校、外国籍等、様々な課題を抱える子供や特別なニーズのある子供への支援が社会的課題になっている。
- これらを踏まえ、文部科学省においては、**令和4年2月に「教育進化のための改革ビジョン」**を公表し、地域や企業と連携し全ての子供に学校内外でのリアルな体験活動を推進することとしている。
- また、自己肯定感や正義感の育成等「Well-being」の観点からも青少年の体験活動は重要である。

## 事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、顕彰事業、自然体験活動モデル事業とともに、企業等と連携した体制構築を図る。

### 1.全国的なリアル体験活動の普及啓発（委託：継続 H23~/直轄）

- 家庭や企業、社会教育団体、青少年教育指導者等が体験活動への理解を深めていくためのフォーラムなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。
- 件数・単価：2箇所 × @1.0百万円/1箇所 × @1.0百万円

### 2.青少年の体験活動の推進に関する調査研究（委託：継続 H25~/）

- 青少年の体験活動がもたらす影響について明らかにするため、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。
- 件数・単価：1箇所 × @4.8百万円

### 3.子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業（委託：継続 R3~/）

- 安全・安心にリアルな体験活動を行うためのコロナ禍における長期（4泊5日程度）の自然体験活動等のモデル事業を行う。
- 件数・単価：12箇所 × 2回 × @1.6百万円

### 4.青少年の体験活動推進企業表彰（直轄：継続 H25~/）

- 社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた実践を行う企業を表彰し、その取組を全国に広く紹介する。

### 5.企業等と連携した体験活動推進体制構築事業（委託：新規）

- 子供たちのリアルな体験の機会充実のため、デジタル化やコロナ対応を踏まえながら、体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築を図る。

#### 《事業内容》

##### 【全国的な推進体制の構築】

- 地域の取組のサポート（伴走支援や好事例の横展開等）
- 多様な主体をマッチングするシステムやマニュアルの構築
- 体験活動に積極的な企業、教育機関の見える化

##### 【地域における推進体制の構築】

- 地域や企業、教育機関等、多様な主体の連携による体験活動の推進体制の構築
- 取組を持続的に推進していく仕組みの構築

- 件数・単価：1箇所 × @7.7百万円
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

#### アウトプット（活動目標）

- 体験活動の理解を深めるための普及啓発事業の実施。
- 長期自然体験活動モデル事業の実施。
- 企業表彰への応募企業数、増加。
- 多様な主体をマッチングするシステムの構築。
- 多様な主体の連携による体験活動事業の実施。

#### アウトカム（成果目標）

- 初期 体験活動の機会を提供する主体の増加。
- 中期 各地域拠点における推進体制の継続的实施。
- 長期 当事業に参加する子供の増加。
- 長期 モデルの横展開等による地域拠点の増加。
- 長期 当事業の成果の展開や、他の施策とも相まって、体験活動に参加する子供が増加する。

#### インパクト（国民・社会への影響）

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）が育成される。